

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和4年1月5日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第62号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策のため、県が○○地域に設置した宿泊療養施設（○○）の建築物環境衛生管理基準に基づいた測定データ（各階一室以上分）」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求について、「県は、○○を宿泊療養施設として使用するにあたり同ホテルを運営する株式会社○○（以下、「○○社」という。）と合意書を締結している。同合意書において、県は、○○社が行う法定点検等に協力する立場にある。よって、当該点検に基づく測定データは○○社が保有し、山形県が保有するものではない」ことを理由として、不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年1月19日付け医政第1000号公文書不存在通知書により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年2月24日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和4年3月30日に、当該審査請求について、審査請求の理由の一部が不明瞭であるため、具体的に記載するよう、審査請求人に補正を命じた。
- 5 審査請求人は、令和4年4月11日に、補正を命ぜられた事項について補正書を提出した。

- 6 実施機関は、令和4年9月8日、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書の不存在の理由として、〇〇を宿泊療養施設として使用するにあたり、当該ホテルを運営する〇〇社と合意書を締結しており、測定データは〇〇社が保有し、県が保有するものではないとしているが、〇〇社は当該ホテルを運営していない（特定建築物の届出をしていない）。よって、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）第4条及び第5条に違反している（権原者、占有者は県である）。
- (2) 県は、新型コロナウイルス感染者を受け入れるため、〇〇社より建物施設を賃借し、マスターキーを預かり、県職員を常駐させて感染者への対応を行ったことから、県は宿泊業務を行う「特定建築物維持管理者」であることは明らかであり、合意書第5条の「…管理者の注意義務を負うものとする」との条文から、測定データは県が保有しなければならない。
- (3) 〇〇社は、当該物件の所有者にあらずして旅館業を営んでおらず、単に建物施設を県に貸与した立場であることによって、法定点検等を行うことやそれに基づく測定データを保有する義務は全くない。また、合意書には「〇〇社が法定点検等を行う」との条文もないことから、県による公文書不存在決定の理由の弁明は主張自体失当である。
- (4) 本件処分により、審査請求人は、当該ホテルの空気環境についてのデータが公表されないことは情報公開法の「知る権利」が侵害されている。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本

件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 県は、〇〇を療養施設として使用するに当たり、同ホテルを運営する〇〇社と合意書を締結している。

同合意書において、県は〇〇社が行う法定点検等に協力する立場にあり、当該点検に基づく測定データは〇〇社が保有し、県は保有していない。

(2) 以上のことから、本件処分は、開示請求された公文書が存在しないという事実に基づいて決定したものであり、適当である。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求について

(1) 本件開示請求は、「新型コロナウイルス感染症対策のため、県が〇〇地域に設置した宿泊療養施設（〇〇）の建築物環境衛生管理基準に基づいた測定データ（各階一室以上分）」（以下「本件対象公文書」という。）を求めたものであり、実施機関は、本件処分を行ったものである。

(2) これに対し、審査請求人は、県は宿泊業務を行う特定建築物維持管理者であり、測定データを保有しなければならないとして本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件対象公文書の不存在を理由に本件処分は適当である旨主張している。

(3) このため、以下、本件対象公文書の存在の有無について検討する。

2 本件対象公文書の存在の有無について

(1) 建築物衛生法第4条第1項の規定により、特定建築物の所有者等は、政令で定める建築物環境衛生管理基準に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならないこととされており、本件対象公文書は、特定建築物の所有者等が当該規定に基づいて維持管理をするために測定した空気環境等の測定データと考えられる。

(2) このうち、当該規定に定める建築物環境衛生管理基準に従って維持管理しなければならない特定建築物については、特定用途（興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校（研修所を含む。）、旅館）に供されることや相当程度の規模を有することなどが要件とされている。

(3) 特定用途の旅館については、旅館業法に定義する「旅館業」を営むための施設をいい、「旅館業」とは、「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」及び「下宿営業」とされている。そして、「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいい、「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいい、「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業と定義されている。

他方、宿泊療養施設とは、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が、費用を負担することなく宿泊療養を行う施設であるところ、旅館業に共通する「宿泊料を受けて宿泊させる」という要件に当てはまらない。よって、宿泊療養施設は、特定用途の旅館にはあたらないと考えられる。

(4) 以上より、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理するために測定した空気環境等の測定データを実施機関が保有していないとしても特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件対象公文書について不存在の決定をしたことは妥当である。

(5) 審査請求人は、その他種々の主張をしているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年9月8日	審査庁から諮問を受けた。
令和5年5月17日 (第76回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年6月20日 (第77回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年7月21日 (第78回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年8月28日 (第79回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年9月29日 (第80回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
小 松 由 美	行政書士	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員